

## 令和2年度 岐阜県発達障がい児者支援実地研修 募集要領

### 1 目的

多様な発達障がいに関する理解をより深め、施設入所者等に対する確に対応できる人材を養成することにより、発達障がい児者の福祉を促進する。

### 2 期間

研修の受講が決定した日（令和2年9月頃）から令和3年3月31日

### 3 場所

研修の対象となる施設内等 ※今年度はオンラインでの実施に限る

### 4 受講対象者

研修の対象となる施設の職員等

### 5 研修内容及び実施方法

研修内容は、対象となる施設が予め定めた事業実施計画書のとおりとする。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、今年度は対面ではなくオンラインでの実施に限定する。研修に必要な機器等（パソコンやインターネット環境等）は、研修の対象となる施設で準備することとし、オンラインでの開催について講師の了解を得た上で実施すること。

### 6 研修費用

講師の報償費については、県の会計規則に基づき岐阜県障害福祉課が支弁する。施設が講師との連絡に要する役務費及び研修資料の準備に要する消耗品費等その他の費用については、研修の対象となる施設の負担とする。

### 7 意向調査

受講を希望する施設は、別紙「令和2年度岐阜県発達障がい児者支援実地研修意向調査票」に記入のうえ、令和2年8月17日（月）までに岐阜県障害福祉課へ提出すること。

### 8 受講決定

意向調査提出締切後に施設宛てに通知を行う。なお、希望多数の場合は、岐阜県障害福祉課にて対象施設を選定する。

### 9 その他

受講の対象となった施設は、研修を開始する前までに岐阜県発達障がい児者支援実地研修事業実施要綱に定める事業実施計画書（別紙様式1）を作成し、研修終了後、速やかに事業実績報告書（別紙様式2）により事業実績を県に報告すること。

研修は、施設利用者の方の生育歴や行動記録（紙媒体による記録のほか、映像による記録など）、知能・発達検査の結果等の個人情報扱うため、研修で取り上げる利用者の保護者には、事前に了解を得ること。